



長野県報

2月9日(木)
平成29年
(2017年)
第2848号

目 次

告 示

消防団員等顕彰金及び殉職者特別顕彰金支給要綱の一部改正（消防課）	1
非常勤消防団員退職報償規程の一部改正（消防課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更の届出（保健・疾病対策課）	2
認定液化石油ガス販売事業者の認定の取消（ものづくり振興課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（砂防課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	4
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	4
都市計画道路の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	4
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	4
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	5

告 示

長野県告示第40号

消防団員等顕彰金及び殉職者特別顕彰金支給要綱（昭和45年長野県告示第189号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部 守一

第1中「第12条」を「第11条第1項」に、「消防吏員」を「消防職員」に、「第15条の2」を「第19条第1項」に改め、「並びに水防法（昭和24年法律第193号）第6条に規定する水防團長又は水防員」を削る。

第7中「市町村長」の次に「（一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下同じ。）」を加え、同第7第2号中「（水防）」を削る。

第10を次のように改める。

（書類の経由）

第10 この要綱により知事に提出する書類は、所轄地域振興局の長を経由するものとする。

別表第2の備考の1中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2」に

改め、同備考の2中「等級」の次に「及び金額」を加え、「政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）まで」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項」に改める。

様式第1号中「（様式第1号）」を「（様式第1号）（第7関係）」に改め、「（水防）」を削る。

消防課

長野県告示第41号

非常勤消防団員退職報償規程（昭和49年長野県告示第524号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部 守一

第9条中「地方事務所（市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所）」を「地域振興局」に改める。

消防課

長野県告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
城下医院	下高井郡山ノ内町大字平穂2861-3	平成29年2月1日
ウェルシア薬局茅野本町店	茅野市本町西4604番地1	平成29年2月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称の変更があった旨の届出がありました。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
辰野ファミリー薬局	薬局マツモトキヨシ辰野店	平成29年1月4日

保健・疾病対策課

長野県告示第44号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項の規定により、次のとおり認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消しました。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所又は所在地	取消年月日
有限会社古間ラジオ テレビ商會 代表取締役 古間 隆幸	佐久市下越156-11	平成29年1月24日

ものづくり振興課

長野県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区 域 の 範 囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
在家	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から8号までを順次結ん だ線及び標柱1号と8号を結んだ 線に囲まれた区域。	長野市	若穂保科	在家	1899番イ 1940番	1号 4号
		"	"	"	1944番6	5号
		"	"	"	1944番4	6号
		"	"	"	1924番1	7号
		"	"	"	1919番1	8号
		"	"	長田平	1445番	2号及び3号

砂防課

長野県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

大熊2

- 2 一部について指定を解除する区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称

大熊

- 2 全部について指定を解除する区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

大熊2

- 2 一部について指定を解除する区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 全部について指定を解除する区域の名称

権現沢川

- 2 全部について指定を解除する区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第50号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

唐沢川及び小田井沢川

- 2 一部について指定を解除する区域

諏訪市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年2月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年2月9日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 塩尻鍋割穂高線
3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
松本市大字笹賀500番の18地先から 松本市大字笹賀416番の2地先まで	旧	9.5~15.3	0.2423
同上	新	9.5~15.3 8.5~19.5	0.2423 0.2596

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成29年2月1日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人コンプタ・キュリア
3 代表者の氏名
下里 初仔
4 主たる事務所の所在地
安曇野市三郷温2193番地1
5 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害をもった高齢者とその生活を支えている家族に対し、適切な介護と生活支援を地域と連携をとりながら行う。また、住み慣れた地域の中で安心して楽しく生活できる地域づくりの発信地として様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画道路 3・6・28号長瀬腰越線
上田都市計画道路 3・6・31号別所丸子線
上田都市計画道路 3・6・33号大屋長瀬線
2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画道路 3・6・28号長瀬腰越線
平成26年長野県告示第167号の土地の区域のうち、上田市長瀬字中屋敷並びに下丸子字東川並びに上丸子字沢田及び字三反田の一部を変更する。
なお、上田市長瀬字八反田及び字下屋敷を削除する。
上田都市計画道路 3・6・31号別所丸子線
平成26年長野県告示第167号の土地の区域のうち、上田市中丸子字河原の一部を変更する。
上田都市計画道路 3・6・33号大屋長瀬線
平成26年長野県告示第167号の土地の区域のうち、上田市長瀬字阿ら堰の一部を変更する。
3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所、上田市役所、上田市丸子地域自治センター
4 縦覧期間
自 平成29年2月9日
至 平成29年2月23日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成29年2月11日に開催を予定していた長野都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成29年2月9日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

五郎兵衛用水土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年2月9日

長野県佐久地方事務所長 佐藤 則之
理 事

新 任

- | 氏 名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 掛川 茂雄 | 佐久市甲1537番地7 |
| 山浦 敏孝 | 佐久市御馬寄1057番地1 |
| 山浦 伸一 | 佐久市御馬寄585番地2 |
| 丸山 和則 | 佐久市根岸2274番地5 |
| 中澤 健一 | 佐久市八幡69番地5 |